

改正「船舶油濁損害賠償保障法」に伴う  
NACCSプログラムの変更点について

---

2020年8月

国土交通省海事局  
輸出入・港湾関連情報処理センター（株）

<b>1. 改正油賠法（船舶油濁損害賠償保障法）について</b>	<b>・ ・ ・ ・ 2</b>
<b>2. NACCSプログラム変更点</b>	<b>・ ・ ・ ・ 6</b>
<b>3. その他</b>	<b>・ ・ ・ ・ 11</b>

## （1）改正油賠法の概要

「燃料油汚染損害の民事責任条約（バンカー条約）」及び「難破物除去ナイロビ条約」に対応するため2019年5月に「船舶油濁損害賠償保障法（油賠法）」が改正されました。

これに伴い、2020年10月1日（予定。以下同じ）以降、内外航を問わず一定総トン数以上の船舶<sup>(※)</sup>は、

- ・ 船主責任保険（以下「PI 保険」といいます）に未加入の場合、航海が禁止されます。
- ・ 船内に国土交通省が交付する保障契約証明書を備え置くことが必要です。

※ 適用対象の基準となるトン数は「国際総トン数」です。内航船舶で通常使用されているトン数とは異なりますのでご注意ください。なお、国際総トン数は、総トン数計算書中の「法第4条第2項の規定の例により算定した」として記載されています。

※ 「船舶法に基づく総トン数」又は「船舶のトン数の測度に関する法律に基づく国際総トン数」を有さない船舶（例えば、推進機関を有さない内航バージ等）は適用対象外となります。

改正内容の詳細は以下をご確認ください。

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk6\\_000035.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000035.html)

# 1. 改正油賠法（船舶油濁損害賠償保障法）について（令和元年5月31日公布）

## （2）PI保険への加入義務付け

2020年10月1日以降、一定国際総トン数以上の船舶にPI 保険への加入が義務付けられます。**無保険の船舶は航海が禁止**されます。

### ①保険内容と対象船舶【保険内容：燃料油による油濁損害】

国際総トン数	改正前			改正後（2020年10月1日以降）		
	黒油タンカー （内外航）	一般船舶 （外航）	一般船舶 （内航）	黒油タンカー （内外航）	一般船舶 （外航）	一般船舶 （内航）
1000トン超	—	○	—	○ （新たに対象）	○	○ （新たに対象）
100トン以上	—	○	—	—	○	—
0トン以上	—	—	—	—	—	—

### ②保険内容と対象船舶【保険内容：難破物除去損害】

国際総トン数	改正前			改正後（2020年10月1日以降）		
	黒油タンカー （内外航）	一般船舶 （外航）	一般船舶 （内航）	黒油タンカー （内外航）	一般船舶 （外航）	一般船舶 （内航）
300トン以上	—	○	—	○ （新たに対象）	○	○ （新たに対象）
100トン以上	—	○	—	—	○	—
0トン以上	—	—	—	—	—	—

※上記①、②の「一般船舶」とは、黒油タンカー以外のすべてのあらゆる船舶を指します

# 1. 改正油賠法（船舶油濁損害賠償保障法）について（令和元年5月31日公布）

## （3）保障契約証明書の船内備置き義務付け

PI 保険の加入とともに、国土交通省が交付する証明書の船内備置きが義務付けられます。

（例：国際総トン数1200 トンの内航船の場合、条約証明書（燃料油）及び条約証明書（難破物）の2枚が必要です）。

### ①船内備置きが必要となる証明書【一般船舶】

国際総トン数	改正前		改正後（2020年10月1日以降）	
	外航	内航	外航	内航
1000トン超	国内証明書 ※	—	条約証明書（燃料油） 条約証明書（難破物）	
300トン以上		—	国内証明書（燃料油）※ 条約証明書（難破物）	条約証明書（難破物）
100トン以上		—	国内証明書（燃料油）※ 国内証明書（難破物）※	—
0トン以上	—	—	—	—

※ 指定保険者（資力・信用力を有する保険者として国土交通大臣が指定する者）と保険契約している場合は、保険契約の締結を証する書面を備え置くことで国内証明書の備置きは不要です。 指定保険者 <https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001359622.pdf>

### ②船内備置きが必要となる証明書【黒油タンカー】

油積載量	改正前		改正後（2020年10月1日以降）	
	外航	内航	外航	内航
2000トン超	油積載量が2,000トン超のタンカーには、タンカー油濁損害賠償保険契約証明書（CLC証明書）の船内備付け義務があり、改正後も同様です。			

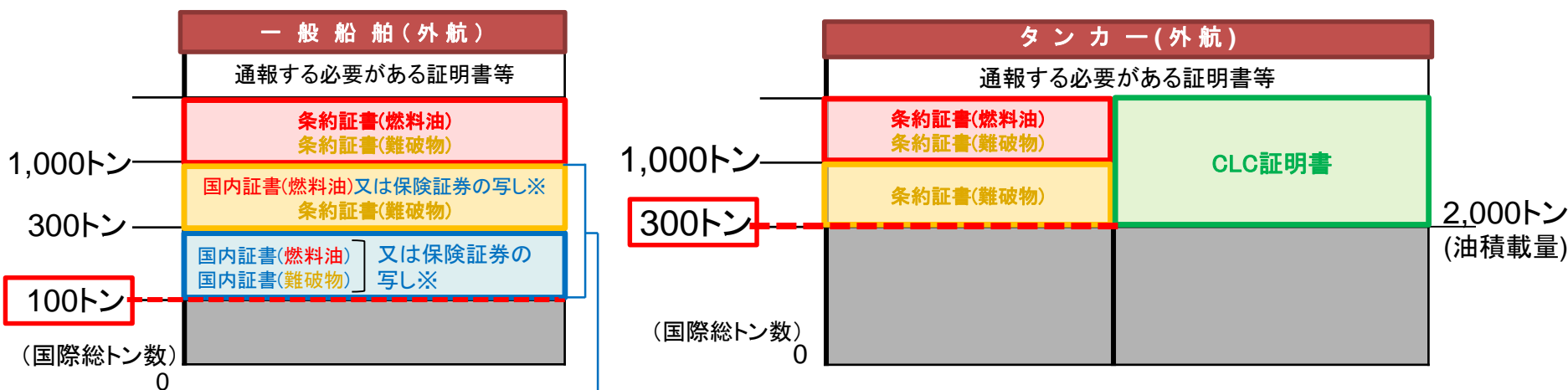
国際総トン数	改正前		改正後（2020年10月1日以降）	
	外航	内航	外航	内航
1000トン超	—	—	条約証明書（燃料油） 条約証明書（難破物）	
300トン以上	—	—	条約証明書（難破物）	
0トン以上	—	—	—	—

### 1. 入港通報対象船舶

○本邦外の港から日本の港等に入港(特定海域への入域を含む)する際は、その港を管轄する地方運輸局にあらかじめ通報する必要があります

- ①一般船舶:タンカー以外の**国際総トン数100トン**以上の外航船舶
- ②タンカー:**国際総トン数300トン**以上のばら積み油(黒油)を輸送する外航船舶

○タンカーの通報義務対象船について、“**2000トン(積載量)**”から“**国際総トン数300トン**”となりました。



※指定保険者と保険契約している場合は、保険契約の締結を証する書面を備え置くことで国内証明書の備置きは不要です。

### 2. 入港通報の方法

- ①通報先:入港する港を管轄する地方運輸局(神戸運輸監理部、沖縄総合事務局含む)
- ②通報期限:入港する日の前日正午まで  
(前日が行政機関の休日にあたる場合は休日を除いた前日正午)
- ③通報方法:NACCSによる電子申請、FAX送信、郵送、窓口への持参
- ④通報義務者:船長、船舶所有者、船舶賃借人又はこれらの代理人

## 2. NACCSプログラム変更点

### (1) NACCSプログラム変更点の概要

今回の法改正に伴い、NACCSパッケージソフト及びWebNACCSにおける入港前統一申請業務の保障契約情報の入力欄が変更となります。

#### 【変更箇所 **A**】

<変更前> 保険者名



<変更後> C L C 条約証書番号 / 保険者等の名称

#### 【変更箇所 **B**】

<変更前> 保障契約証書番号



<変更後> バンカー条約証書 / 一般船舶等保障契約証書番号 / 保険証券の番号

#### 【変更箇所 **C**】

<変更前> 保障契約証明書番号 / C L C 条約証書番号



<変更後> ナイロビ条約証書 / 難破物保障契約証明書番号

**※従来の入力箇所とは変更されますのでご注意ください。**

## 2. NACCSプログラム変更点

### (2) 入力項目早見表 (参考)

船舶種類	分類	油積載量 2000t		入力欄
黒油 タンカー (内外航)	CLC	0t	—	CLC条約証明書番号 A CLC条約証書番号/ 保険者等の名称

船舶種類	分類	国際総トン数				入力欄
		0t	100t	300t	1000t	
黒油 タンカー (内外航)	燃料油	—	—	—	バンカー条約証書番号	B バンカー条約証書/一般船 舶等保障契約証書番号 /保険証券の番号
	難破物	—	—	ナイロビ条約証書番号		C ナイロビ条約証書/難破物 保障契約証明書番号
一般船舶 (外航)	燃料油	—	【認定保険者と保険契約している場合】 ⇒ 一般船舶等保証契約証書番号 【指定保険者と保険契約している場合】 ⇒ 指定保険者名(※)& 保険証券番号		バンカー条約証書番号	B バンカー条約証書/一般船 舶等保障契約証書番号 /保険証券の番号 ※指定保険者名は以下に入力 A CLC条約証書番号/ 保険者等の名称
	難破物	—	【認定保険者と保障契約している場合】 難破物保障契約証明書番号	ナイロビ条約証書番号		C ナイロビ条約証書/難破物 保障契約証明書番号
一般船舶 (内航)	燃料油	—	—	—	バンカー条約証書番号	B バンカー条約証書/一般船 舶等保障契約証書番号 /保険証券の番号
	難破物	—	—	ナイロビ条約証書番号		C ナイロビ条約証書/難破物 保障契約証明書番号

※中国等、条約証書番号を付番しない国の場合は、発行国名を入力





## 2. NACCSプログラム変更点

### WebNACCS WPT 入港前統一申請

保障契約詳細情報	
保障契約締結の有無*	【変更前ラベル名】 保険者名 <b>A</b>  【入力内容】 ① 油積載量2,000トン超の黒油タンカーはCLC条約証明書番号を入力 ② 指定保険者と保険契約している、国際総トン数100トン以上1,000トン以下の一般船舶（外航）は保険者等の名称を入力
CLC条約証書番号/保険者の名称	ナイロビ条約証書/難破物保障契約証明書番号 <b>C</b>  【入力内容】 ① 国際総トン数300トン以上の一般船舶（内外航）又は黒油タンカー（内外航）はナイロビ条約証書番号を入力 ② 認定保険者と保険契約している、国際総トン数100トン以上300トン未満の一般船舶（外航）は難破物保障契約証明書番号を入力
バンカー条約証書/一般船舶等保障契約証書番号/保険証券の番号	
契約期間開始日	
保障限度額記載方法1	【変更前ラベル名】 保障契約書番号 <b>B</b>  【入力内容】 ① 国際総トン数1,000トン超の一般船舶（内外航）又は黒油タンカー（内外航）はバンカー条約証書番号を入力 ② 認定保険者と保険契約している、国際総トン数100トン以上1,000トン以下の一般船舶（外航）は、一般船舶等保証契約証書番号を入力 ③ 指定保険者と保険契約している、国際総トン数100トン以上1,000トン以下の一般船舶（外航）は保険証券の番号を入力
保障限度額・単位1	
保障限度額記載方法2	
保障限度額・単位2	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="button" value="一覧参照"/>
填補・担保の有無	<input type="text"/> <input type="button" value="▼"/>
入港の有無*	<input type="text"/> <input type="button" value="▼"/>

※中国等、条約証書番号を付番しない国の場合は、発行国名を入力

※併せて照会画面についてもラベル名を変更しています。

## 2. NACCSプログラム変更点

※参考 条約証明書の見本

NACCS入力時の番号  
はこちらを入力  
※「-」(ハイフン)も入力

### バンカー条約証明書(見本)

船名		船舶番号又は信号符号 (及び国際海事機関船舶識別番号)	船籍港	所有者の氏名又は名称及び住所
Name of ship		Distinctive number or letters (and IMO number, if any)	Port of registry	Name and address of owner
NACCS丸		111111	東京都	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 東京都港区浜松町1丁目3番1号 浜離宮 ザタワー事務所棟6階 Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System, Inc. Hamarikyu the tower office 6F, Hamamatsucho 1-3-1, Minato-Ku, Tokyo
NACCS MARU		(9999999)	Tokyo	

※参考

- 国際総トン数1000トン超の一般船舶・黒油タンカーは、外航・内航ともにバンカー条約証明書の船内備置きが必要です。

NACCS入力時の番号  
はこちらを入力  
※「-」(ハイフン)も入力

### ナイロビ条約証明書(見本)

船名		総トン数	船舶番号又は信号符号 (及び国際海事機関船舶識別番号)	船籍港	所有者の氏名又は名称及び住所
Name of ship		Gross Tonnage	Distinctive number or letters (and IMO number, if any)	Port of registry	Name and address of owner
NACCS丸			111111	東京都	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 東京都港区浜松町1丁目3番1号 浜離宮 ザタワー事務所棟6階 Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System, Inc. Hamarikyu the tower office 6F, Hamamatsucho 1-3-1, Minato-Ku, Tokyo
NACCS MARU		160,000	(9999999)	Tokyo	

※参考

- 国際総トン数300トン以上の一般船舶・黒油タンカーは、外航・内航ともにナイロビ条約証明書の船内備置きが必要です。

## 【本プログラム変更リリース後の注意点について】

- ・今回の法改正は2020年10月1日を予定していますが、本プログラム変更のリリースは2020年9月20日（予定）となります。リリース後はプログラム変更内容が反映されておりますのでご注意ください。
- ・本プログラム変更のリリース後は、過去（プログラム変更前）の電文をNACCSで開いた場合、ラベル名が変更された状態で表示されます。  
（例：ラベル名はバンカー条約証書／一般船舶等保証契約証書番号／保険証券の番号であるが値は保障契約書番号である。）
- ・WebNACCS（入港前統一申請）の入力値の外部出力機能（csvファイル）について、本プログラム変更のリリース前に外部出力したファイルをリリース後に読み込む場合は、外部ファイルの項目名を修正する必要があります。（リリース前の外部ファイルを読み込みした場合、ラベル変更箇所は画面に反映されません。）

## 【お問い合わせ先】

## ①法改正の内容について

国土交通省海事局安全政策課

電話：03-5253-8111（内線43527, 43268）

直通：03-5253-8631 FAX：03-5253-1642

## ②NACCSプログラム変更内容について

輸出入・港湾関連情報処理センター（株）

e-mail：syski02@naccs.jp